

習志野市立中央図書館グループ学習室の利用に関する要領

(目的)

第1条 この要領はグループ学習室の利用にあたり必要な事項を定めるものとする。

(利用対象者)

第2条 グループ学習室の利用を申し込むことができるグループは次のとおりとする。

- (1) 市立図書館に登録する読書活動を主たる目的とする読書団体
- (2) 代表者が市立図書館カードの交付を受けた市内在住または在学の小中高校生で3名以上のグループ
- (3) その他、館長が必要と認めた者

(利用の範囲)

第3条 グループ学習室の利用の範囲は次のとおりとする。

- (1) 第2条第1項に掲げる利用者が読書活動に使用する選書を目的とした場合。
- (2) 第2条第2項に掲げる利用者がグループで取り組む学習・調査・研究等を目的とした場合。個人の学習によるグループ学習室の占有と認められる場合は許可しない。
- (3) その他、館長が認めた場合

(利用方法)

第4条 利用しようとする者は、グループ学習室使用申込書(第1号様式)により館長に申込むものとする。

2 前項の利用の予約は、利用しようとする日の属する月の前月の初日から受理する。

3 館長は必要な場合利用時間の調整をすることができる。

(利用時間)

第5条 利用者は、1回につき最大2時間まで利用できるものとする。ただし、次に予約が入っていない場合は、1回最大2時間まで利用時間を延長できる。

(利用者の遵守義務)

第6条 利用者は、次の事項に留意しなければならない。

- (1) 利用時間を厳守すること。
- (2) 利用範囲外の目的で使用しないこと。
- (3) 荷物を置いたまま席を離れる場合は鍵をかけること。
- (4) 会話や騒音等で他の利用者に迷惑をかけないこと。
- (5) 飲食をしないこと。ただし、蓋のついた容器での水分補給はすることができる。
- (6) ごみは持ち帰ること。
- (7) 予約を取り消す場合または利用を終了する場合は、カウンターの職員に申し出ること。

附 則

この要領は、令和2年7月17日から施行する。